

お知らせ

民事部（破産再生係）の，緊急事態宣言の対象期間中の事務等は，以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが，緊急性のある事件以外は，処理を停止します。緊急性のある事件については，申立ての際，その事情をご説明ください。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

緊急事態宣言期間中の破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は，延期しますので，4月22日，23日及び30日の期日は，関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については，別表をご覧ください。

3 連絡先電話番号

破産再生係 0166-51-6134 0166-30-1007 0166-51-6144

(別表)

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については、下記のとおり延期します。延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです（令和元年（フ）第330号及び同331号は除く。）。

記

1 2以外の事件について

(指定済みの期日)

(延期後の次回期日)

4月22日（水） → 7月22日（水）

4月23日（木） → 7月30日（木）

4月30日（木） → 7月29日（水）

2 令和元年（フ）第330号及び同331号について

(1) 延期前の期日及び場所

4月23日（木）午後1時30分 4号法廷兼審尋室

(2) 変更後の期日及び場所

7月30日（木）午後3時30分 大会議室